

平成24年11月19日

債権者各位

全国小売酒販組合中央会
会長 四十万 隆
代理人弁護士 上田 裕康

再生計画案提出期限伸長のお知らせ

謹 啓

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素より、当会の民事再生手続（東京地方裁判所 平成24年（再）第76号）へのご理解・ご協力を頂きありがとうございます。

さて、当会の民事再生手続においては、再生計画案（債権者の皆様への弁済率、弁済時期を示す案です。）の提出期限が平成24年11月13日と定められておりましたが、今般、東京地方裁判所の決定により、当該期限が、**平成25年2月15日**まで伸長されましたので、お知らせいたします。

当会は、保有する信託受益権ないし信託の目的となっている不動産（以下併せて「不動産」といいます。）の売却代金から優先債権等を控除した金員を主たる弁済原資とする再生計画案を提出すべく、監督委員の監督の下、不動産の売却手続を進めて参りました。

現在、当会は、入札結果を踏まえて不動産の売却に向けた具体的手続を進めておりますが、売却の実現には未だ相応の期間を要する見込みであることから、上記のとおり再生計画案の提出期限が伸長された次第です。

債権者の皆様には、ご迷惑をおかけしますが、何卒ご理解いただき、これまでと同様のご理解・ご協力を頂戴できますと幸いです。

本件に関し、ご不明な点がございましたら、末尾記載の再生室までご連絡いただきますようお願い申し上げます。

謹 白

本件に関するお問合せ先（全国小売酒販組合中央会再生室）

専用ダイヤル：06-6341-2912 FAX：06-6341-0970

（受付時間）平日午前10時から12時、午後1時から5時

住所：〒530-0003 大阪市北区堂島一丁目1番5号梅田新道ビル10階